

尾張旭市選挙管理委員会（平成29年第4回）会議録

- 1 開催日時  
平成29年10月6日（金）  
開会 午前10時  
閉会 午前11時5分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 302・303会議室
- 3 出席委員  
委員長 玉置民夫  
委員 日比野美次、森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 大内裕之 次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子、三浦一輝
- 7 議題  
第17号議案 在外選挙人名簿の登録について  
第18号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について  
第19号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について  
第20号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について  
第21号議案 投票所の指定について  
第22号議案 期日前投票所の指定について  
第23号議案 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について  
第24号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について  
第25号議案 投票立会人の選任について  
第26号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について  
第27号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について  
第28号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について  
第29号議案 開票の場所及び日時の決定について

- 第30号議案 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について  
 第31号議案 開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について  
 第32号議案 最高裁判所裁判官国民審査において審査に付せられる裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第4回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、在外選挙人名簿の関係と第48回衆議院議員総選挙関係の議案でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。第17号議案「在外選挙人名簿の登録について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>では、まず第17号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の9月1日時点の登録者数、今回、10月6日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名の方が増え、38名の方が在外選挙人名簿に登録されることとなります。</p> <p>第17号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第17号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第17号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第17号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、衆議院議員総選挙関係の議案に移ります。</p> <p>第18号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第18号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、基準日が10月9日であり、選挙時登録の際に、6月8日までの転出者は抹消されます。これから選挙期間中に、6月9日から6月21日までに転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月を経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第18号議案の説明は以上です。</p>

委員長	では、第18号議案について、何かご質問等はありませんか。
	<なし>
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第18号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第18号議案は可決されました。 続きまして、第19号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」事務局より説明願います。
事務局	第19号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法施行令第17条の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、今回の衆議院解散による選挙の場合、選挙を行うべき事由が生じた日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができるかとされております。そのため、解散の日9月28日以降で、10月6日から10月22日までの移動分について

	<p>て、登録の移替えを延期しようとするものでございます。</p> <p>第19号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第19号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第19号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第19号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第20号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第20号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においてはポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票所ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。</p>

設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、直近の一つ前の選挙人名簿登録、今回でいいますと6月の定時登録の選挙人名簿登録者数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。本市の投票区は南本地ヶ原投票区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、投票区の面積4km<sup>2</sup>未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4km<sup>2</sup>未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。

なお、前回の昨年7月に実施されました参議院議員通常選挙からは、投票区6 霞ヶ丘 38番、39番、40番、42番は、都市計画道路霞ヶ丘線予定地に掲示場がありましたが、工事に伴いまして、掲示場が設置できなくなりましたので、投票区内の尾張旭市所有地に変更しております。投票区7 旭前城前 43番、46番は、民地を借用して掲示しておりましたが、土地活用により、掲示場が設置できない状況となり、選挙人の目に触れやすい、投票区内にある西新田公園、砂川公園に変更しております。投票区8 茅池 52番も、民地を借用して掲示場を設置しておりましたが、土地活用により、先ほど同様に、選挙人の目に触れやすい、投票区内の城前公園に移しております。投票区21 南本地ヶ原 148番につきましては、先ほども説明させていただきましたが、今回で申し上げますと6月の定時登録の選挙人名簿登録者数と投票区の面積で8箇所必要となりましたので、尾張旭市所有の調整池に1箇所掲示場を追加しております。

第20号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第20号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	民地をお願いしている掲示場は何箇所あるか。
事務局	今回は前回から3箇所減りまして、全部で23箇所です。
委員長	他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第20号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第20号議案は可決されました。 続きまして、第21号議案「投票所の指定について」事務局より説明願います。
事務局	それでは第21号議案「投票所の指定について」ご説明いたします。 この案につきましては、尾張旭市公職選挙管理規程により定められた21の投票区の投票所を下表のとおり指定しようとするものでございます。前回から投票所の変更はございません。 第21号議案の説明は、以上です。



委員長	では、第 2 1 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	<なし>
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第 2 1 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 2 1 号議案は可決されました。 続きまして、第 2 2 号議案「期日前投票所の指定について」事務局より説明願います。
事務局	第 2 2 号議案「期日前投票所の指定について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 6 項の読替規定による同法第 3 9 条の規定により、期日前投票所に尾張旭市役所を指定しようとするものでございます。 第 2 2 号議案の説明は、以上です。
委員長	では、第 2 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。

	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第 2 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 2 2 号議案は可決されました。 続きまして、第 2 3 号議案「在外選挙人が期日前投票を行う 期日前投票所の指定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>では、第 2 3 号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前 投票所の指定について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 4 9 条の 2 第 4 項の読 替規定による第 4 8 条の 2 の規定により、在外選挙人が一時的 に帰国して国内滞在中に期日前投票を行う場合の期日前投票 所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。 第 2 3 号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>第 2 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>

委員長	ご質問等ないようですので、第 2 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第 2 3 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 2 4 号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 4 号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 3 7 条第 2 項及び同法施行令第 2 4 条第 1 項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を裏面の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第 2 4 号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	では、第 2 4 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	<なし>

委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第24号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第24号議案は可決されました。 続きまして、第25号議案「投票立会人の選任について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第25号議案「投票立会人の選任について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、次ページの一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の2交代制として午後1時30分に交代することとしていますので、全部で84名の方に投票の立会をお願いすることになります。</p> <p>第25号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第25号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	<p>学生は何人かいるのか。当日急に欠員が出た場合はどのように対応するのか。</p>
事務局	<p>学生かどうかはわかりませんが、年齢的に学生に当たると思われる方は何人かいます。</p> <p>事務従事者の中に、立会人になれる職員をできる限り配置しておりますし、急な欠員の際は、午前、午後を交代するなどして、対応しようと考えております。</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第25号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第25号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第26号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>では第26号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読</p>

	<p>替規定による同法第37条の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。</p> <p>従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次ページの一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会事務局から選任しています。</p> <p>第26号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第26号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第26号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第26号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第27号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>では第27号議案「期日前投票所の投票立会人の選任につい</p>

	<p>て」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第38条の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を次ページの一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第27号議案の説明は、以上です。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第27号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第27号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第28号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時決定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第28号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定</p>

	<p>により、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては県の選挙管理委員会が、小選挙区選出議員の選挙にあつては市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を公示日である平成29年10月10日の午後7時と定めようとするものでございます。</p> <p>第28号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第28号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第28号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第28号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第29号議案「開票の場所及び日時の決定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第29号議案「開票の場所及び日時の決定について」ご説明</p>



	<p>いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第63条の規定により、開票の場所は市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため衆議院議員総選挙の開票場所を尾張旭市総合体育館2階競技場（アリーナ）、日時を平成29年10月22日午後9時と定めようとするものでございます。</p> <p>第29号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第29号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>体育館での開票は何回目か。</p>
事務局	<p>昨年の参議院議員通常選挙から、体育館で行っておりますので、今回で2回目になります。</p>
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第29号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第29号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第30号議案「開票管理者及びその職務を代理</p>

	すべき者の選任について」事務局より説明願います。
事務局	<p>第30号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第61条及び同法施行令第67条の規定により、市の選挙管理委員会は開票管理者及びその職務代理者を選任することになっております。今回の選挙につきましては、開票管理者には玉置民夫委員長を、開票管理者の職務代理者には委員長の職務代理者の日比野美次委員にお願いしようとするものでございます。</p> <p>第30号議案の説明は以上です。</p>
委員長	では、第30号議案について、何かご質問等はございませんか。
	<なし>
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第30号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第30号議案は可決されました。

	<p>続きまして、第31号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第31号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。この案につきましては、公職選挙法第62条の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選管がくじで定めた10人とするようになっております。このため、衆議院議員総選挙の開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を平成29年10月19日の午後6時に定めようとするものでございます。なお、開票立会人の届出は10月19日の午後5時までとなっております。</p> <p>第31号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第31号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、第31号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第31号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第32号議案「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第32号議案「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条の規定により、審査に付される裁判官の氏名等の掲示については、投票所の入り口その他公衆の見やすい場所に1投票区につき1か所以上これを行うこととされており、今回各投票所の入口付近にこの掲示を行おうとするものでございます。</p> <p>第32号議案の説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第32号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第32号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第32号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 次回日程確認</p> <p>平成29年10月9日（月） 午前9時から</p> <p>303会議室</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>